

シンポジウム

未来への遺産—重要文化財「京都府行政文書」の保存と活用—の報告

京都府立総合資料館 福島 幸宏

■ はじめに

京都府立総合資料館所蔵の「京都府行政文書」のうち、昭和21年度までの15,407点は、平成14年に国の重要文化財に指定された。都道府県の近代行政文書としては、はじめてのことであった。

この「京都府行政文書」を対象に、近代行政文書についての史料学・保存科学の両面からの本格的な研究をすすめるため、「京都府行政文書を中心とした近代行政文書についての史料学的研究」という課題で、平成17年度から3年間の科学研究費補助金を受けて、研究グループが組織された。このグループは、京都府立大学小林啓治准教授（日本近代史）を代表者とし、歴史学・保存科学分野の十数名の研究者が参加したもので、当館も対象資料の所蔵機関として参加している。

今年度は科研の最終年度にあたり、報告書をまとめる前に、研究成果を広く公開し批判をいただくことが必要であった。そのため、8月26日（日）に京都市下京区のキャンパスプラザ京都において、科研グループと京都府が主催し、関係機関・報道機関等の後援を得て、公開シンポジウム「未来への遺産」を開催した。

■ シンポジウムの概要

当日は、国立公文書館高山正也理事の基調講演のあと、5本のパネル報告とフロアを巻き込んだディスカッションが行われた。以下に、講演・パネル報告のタイトルをあげる。

- ・ 基調講演：公文書の保存と活用の意義
—過去は未来を語る—
高山正也氏：国立公文書館
- ・ 近代行政文書研究の諸課題

小林啓治：京都府立大学

- ・ 近代史研究と行政文書

飯塚一幸：大阪大学大学院

- ・ 文化財としての京都府行政文書

石川登志雄：京都造形芸術大学

- ・ 近代行政文書のための保存科学

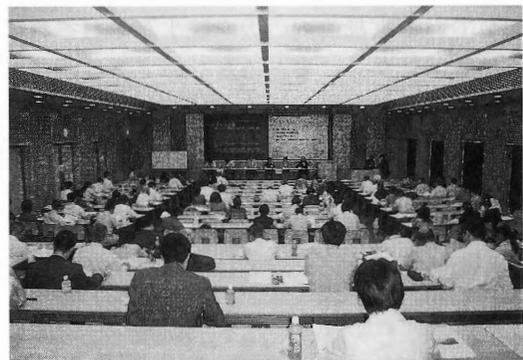
稲葉政満：東京芸術大学大学院

- ・ 近代行政文書の保存と修復

金山正子：元興寺文化財研究所

基調講演では、公文書・公文書館をめぐる動向を広い視野で述べたあと、国立公文書館の理念と活動について紹介があった。

また、パネル報告については個別の紹介を避けるが、各報告に共通した問題意識として、①府県庁文書（あるいは近代文書）についての史料学的研究の余地はまだあるということ、②日々閲覧される重要文化財、という特殊な状況にある資料群を、文化財保護法の概念をふまえつつ保存・活用するにはどのように考えればよいか、の2点があった。



会場の様子

その後、十分な時間をとって、ディスカッションが行われた。まず、府県庁文書につい

での位置づけについての確認があり、続けて保存と活用の関係について議論があった。

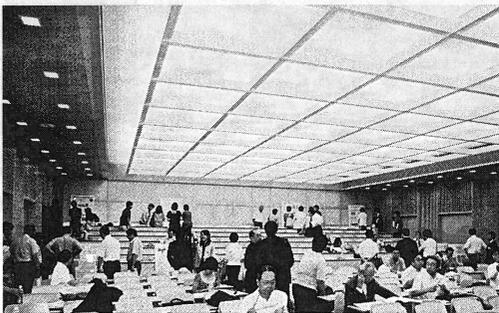
公開（活用）が最終的な目的であって、そこから保存方法についても発想すべきという意見と、確実な保存がないと活用につながらないため、従来の文化財保護法の運用にない部分を切り開かなければならない、という異なった方向からの意見が出された。この点については、この科研をきっかけに、近代行政文書の取扱について、文化財的側面を加味した指針が作られるべきという提起がなされた。

さらに、損傷の可能性が高い資料については資料複製も組み合わせないと保存の仕組みが十分でないのではとの意見や、一点毎の修復手法の確立もさることながら、資料群全体を管理するプログラムが必要になるという意見も出された。

全体のまとめとしては、文化財として残すべき価値は何かを勘案しつつ、事例を積み重ねながら保存戦略をたてていくことが当面の方策であることが確認された。

活発な発言が相次ぎ、それぞれの現場・立場を背景にしながら、近代行政文書についての課題を出せあえたディスカッションになったと評価できる。

このほか、8本のポスターが会場に設置された。これは、科研費研究に補助員として参加している京都府内の大学院生がそれぞれの成果をポスターにまとめたものである。



ポスター報告の様子

以上のような盛りだくさんのメニューで

あったため、午前10時から午後5時前までという長時間の開催となったが、全国各地から研究者・文書館関係者・修復技術者・市民など、約150名の参加があり、事後のレセプションも含め、予想外の盛況であった。

また、シンポジウム前日の8月25日（土）の午後には、当館の見学会が行われた。翌日のシンポジウムに関連した保存上の課題がある資料や京都府政を考える上で重要な資料の閲覧と、文書庫の見学が行われた。こちらも前述のような多様な方々、31名の参加を得た。参加者からの質問やふと漏らす一言が、近代行政文書を巡る問題や当館の状況について改めて考えるきっかけになった。

■ 成果と課題

シンポジウムの参加者からは、様々な感想が寄せられた。反響として多く、かつ一定の評価を得たのは、文化財保護法との関係を正面から論点として設定した部分であった。

「指定して法的に保護することはよい方法だと考える」「歴史学を学ぶ者として行政文書を文化財として扱うことに慣れないといけない」など、文化財保護の観点から公文書を捉えようとする意識は広く共有されたといえよう。この点、各地で近代行政文書を都道府県もしくは市町村の指定文化財とする動きが活発になっていることが背景にあると考えられる。

そのほか、「大量の資料を一括指定する功罪にもう少し切り込んでほしかった」「災害への対応も検討すべき」「保管庫・施設についての特殊性などの議論があったほうが」などの意見もあった。今回の科研において十分にカバーできていない部分を的確に指摘されたものとする。

このシンポジウムで打ち出された、〈近代行政文書を文化財として捉える〉という視点は、〈優品〉の美術工芸品や建造物を取り扱うことを想定して形成されている文化財保護行政自体を問い返すことにつながり、一方では

われわれの歴史的公文書に対する考え方を再度整理することになるであろう。今後の大きな課題である。

■ おわりに

このシンポジウムの成果は、平成20年3月刊行予定の科研報告書にまとめる予定である。刊行された報告書についても、意見をいただき、近代行政文書の保存と活用についての議論を深めていければと考えている。

今後とも、当研究に注目していただき、ご意見をいただければ幸いです。

委員会通信

参加者数もさることながら、意欲的な取組みで得ることの多いシンポであった。この詳細と参加者の「記」を、あらためて会誌第18号で特集する。